

浦安市



青少年センターだより

令和4年4月発行

浦安市青少年センター 浦安市猫実1-1-1 Tel: 047-712-6799

徐々に暖かい日が多くなり、春の陽気が感じられるようになりました。

春は『別れ』や『旅立ち』そして『新しい出会い』の季節です。3月には市内の小・中学校、幼稚園・認定こども園、保育園の卒業式・卒園式を無事に終えることができ、4月には入学式・入園式を迎えることとなります。子どもたちにとっては生活環境が大きく変わり、新たな一歩を踏み出す季節でもあります。大人たちは、子どもたちが希望に満ちた未来に向かって安心して踏み出せるよう、ご家庭や地域で温かく見守っていただければと思います。

さて、子どもたちが新しい生活を向かえるにあたり、通学で自転車を使ったり、成長に合わせて自転車を買替える方も多いのではないかと思います。そこで自転車を安全に乗るため『自転車安全利用五則』に触れてみたいと思います。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、補導は例外

- ・道路交通法上、自転車は軽車両として位置付けられています。したがって車道と歩道の区別があるところは車道通行が原則です。

2. 車道は左側を通行しよう

- ・自転車は左側に寄って通行し負ければなりません。



3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行しよう

- ・歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。



4. 安全ルールを守ろう

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。

5. 子どもはヘルメットを着用しよう

- ・幼児・児童を保護する責任のある方は、幼児を幼児用座席に乗せるときや幼児・児童が自転車を運転するときは、幼児・児童に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



自転車安全利用五則は、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げています。このほかにも様々な交通ルールがあるので警察のホームページなどを検索していただければと思います。

自転車は ルールを守って 楽しく乗ろう！

(1) 各種パトロール実施状況

区分	回数	従事者延べ人数					合計
		補導員		警察	職員	その他	
		一般	教員				
中央パトロール	5	17	1		10		28
地区パトロール	81	436	11			1	448
職員パトロール	79				147		147
特別パトロール							
合計	165	453	12		157	1	623

※各種パトロールを通じて多くの子どもたちに「愛のひと声」をかけています。

- ・中央パトロール：市内全域を4つの時間帯に区分しパトロールを実施。
10時～ 14時～ 16時30分～ 19時～
- ・地区パトロール：中学校区ごとに、地域の実態に合わせて実施。
- ・特別パトロール：市の行事等に合わせて実施。
- ・職員パトロール：不審者情報等にあわせ随時実施。



(2) 補導の学職・行為別人数

行為	学職		小学生		中学生		高校生		大学等		学職不明		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
二人乗り自転車	1	2			7	1	2	2	2	1	12	6			18
自転車無灯火走行	5		2		8	3	1	12	57	17	73	32			105
自転車危険行為	9	1	2		6	3	3	7	4		24	11			35
帰宅指導	27	10	12	2	14	6					53	18			71
その他		6							3	3	3	9			12
合計	42	19	16	2	35	13	6	21	66	21	165	76			241

令和3年度中のパトロール状況は中央パトロール5回、地区パトロール81回、職員パトロールを79回実施しました。補導内容は、自転車に関する交通ルール違反が多い状況が続いています。

最近パトロールでは自転車の二人乗りが減少しているように感じます。これはスポーツサイクルの利用が増えているのが要因かと思えます。二人乗りの減少は良いことだと思いますが、スポーツサイクルはシティサイクルと比べスピードがでるため運転には十分注意してほしいと思います。

今後も学校や警察と連携を図りながら、「愛のひと声」運動に取り組んでいきたいと思えます。

*** 青少年相談 *** 青少年・保護者の皆様へ

青少年を対象とした様々な悩みや問題等の解決に向け、電話・メール相談のほか面談での相談を実施しています。どうぞお気軽にご相談ください。★相談料は無料です。

- 場 所 浦安市役所7階 青少年センター
- 相談方法 電話相談・メール相談(24時間受付)・来所相談(予約制)
- 相談日 月曜日～金曜日(年末年始・祝日は除く)
- 相談時間 午前10時～12時 午後1時～午後4時
- 専用電話 351(さあこい)-1152(いいこに)



★メールでも相談できるようになりました。

下記の二次元バーコードを読み取るか、市のホームページ「子育て・教育」「青少年の教育・支援」を選択して、「青少年相談」に必要な事項を入力してください。

